



どろんこまつり 6月8日開催(飯山町)



6月定例会 6月2日~18日

主な内容

- 本会議のあらまし 2
- 一般質問 5~10
- 人事案件 2
- 委員会審査 11
- 質疑 3~4
- 審議した議案とその結果 12
- 意見書 3~4、7、9

6月定例会

消防庁舎新築工事請負契約^ほか

原案のとおり可決

本会議の あらまし

六月定例会は六月二日から十八日までの十七日間の会期で開かれました。

初日には、まず、議案第五十七号及び議案第五十八号、議案



6月定例会で議案説明する市長

第六十八号を審議し、一名の議員が質疑、討論を行い、いずれも原案を承認しました。

続いて、監査委員(議員選出)の選任及び公平委員会委員の選任に同意、農業委員会委員(学識経験委員)に四名を推薦することに決定しました。また、中讃広域行政事務組合議会議員の補欠選挙を行い、高木康光議員を指名推選しました。

最後に、議案第五十九号から議案第六十七号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明がありました。四日には議案第五十九号から議案第六十七号までに対し、三名の議員が質疑を行いました。五日・六日・九日・十日には一般質問

問が行われ、十三名の議員が市政全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審査は十一日に総務、教育民生、十二日に都市経済、生活環境と順次その所管事項に基づいて行われました。

十八日の最終日には、所管の委員会に付託していた議案の審査結果について、各委員長からいずれも原案承認の報告がありました。三名の議員が反対、賛成の討論を行い、起立採決の結果、賛成多数でいずれも原案を可決しました。

続いて、意見書案四件を可決し、政府関係機関と国会へ送付することになりました。以上で、今期定例会は閉会しました。

人事案件

今期定例会に提案された人事案件は次のとおりです。

- ▼監査委員(議員選出)
綾歌町富熊 高木新仁氏
- ▼公平委員会委員
土器町東四丁目 森 茂氏
- ▼農業委員会委員
(学識経験委員)
土器町東七丁目 大前誠治氏
飯山町東坂元 長友安広氏
三条町 横川重行氏
飯山町川原 高橋 等氏

中讃広域行政 事務組合議会 議員の補欠選挙

四月臨時会における正副議長の改選の結果、本市選出の中讃広域行政事務組合議会議員四名のうち一名欠員を生じ、今期定例会で補欠選挙を行いました。

(指名推選) 高木康光議員

永年勤続議員 表彰される

全国市議会議長会第八十四回定期総会及び四国市議会議長会第七十回定期総会において、永年勤続者として本市議会より三名の議員が表彰されましたので、今期定例会で表彰状を伝達してその功績をたたえました。

《議員在職十四年以上》
広田 穰議員

《議員在職十年以上》
小松利弘議員
高木新仁議員

討論

中谷真裕美

①専決処分承認(市税条例の一部改正) ②専決処分の承認(国民健康保険税条例の一部改正) ①、②に反対)

倉本 清一

①一般会計補正予算(債務負担行為・亀寿園代替施設整備補助金) ②市民福祉医療費助成条例の一部改正 ①、②に反対)

高木 康光

①一般会計補正予算(債務負担行為・亀寿園代替施設整備補助金) ②市民福祉医療費助成条例の一部改正 ①、②に賛成)

高田 重明

①一般会計補正予算(債務負担行為・亀寿園代替施設整備補助金) ②市民福祉医療費助成条例の一部改正 ①、②に反対)

質疑

質問者・項目

太字の項目は本文中に
要約文を掲載

中谷真裕美

①専決処分承認(市税条例の一部改正) ②専決処分の承認(国民健康保険税条例の一部改正)

倉本 清一

①一般会計補正予算(債務負担行為・亀寿園代替施設整備補助金) ②監査委員条

例の一部改正③市民福祉医療費助成条例の一部改正

三木 まり

①工事請負契約の締結(消防庁舎新築工事) ②中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び中讃広域行政事務組合規約の一部変更

尾崎淳一郎

①一般会計補正予算(民生費補助金) ②市民福祉医療費助成条例の一部改正③工事請負契約の締結(消防庁舎新築工事)

国保税・市民税 特別徴収の影響は

◎中谷議員 今回の条例改正

により、六十五歳以上七十四歳以下の人の国保税は今年十月から、六十五歳以上の公的年金受給者の個人市民税は来年十月から特別徴収となり年金から天引きされる。国保税は、条例で特別の事情があり特別徴収が困難な場合は特別徴収の対象外としているが、条例に基づき本人申請で普通徴収にできるのか。また、個人市民税は生活難になるとの理由で申し出があれば、普通徴

収にできるのか。併せて、払いたくても払えず滞納し、短期保険証が発行された六十五歳以上の人の場合、年金天引きになると生活に支障をきたす懸念もあるが、どのように対応するのか。
▲企画財政部長 過年度分の国保税を延納、分納している納税義務者が特別徴収になった場合、過年度分の支払いが困難になるケースも考えられ、やむを得ないと市が判断した場合は普通徴収に切り替えるが、個人市民税については、国から具体的な通知はなく現段階では本人申請で普通徴収にするのは困難だと考えている。また、国保税の

短期保険証が発行されている六十五歳以上の人への対応は、生活困難者の普通徴収への切り替えと同様、個々のケースごとに判断したい。

亀寿園代替施設の整備について

◎倉本議員 亀寿園代替施設

整備補助金一億五千万円の債務負担行為が補正計上されている。前回の募集は不調に終わったが、その理由について。特に、債務負担行為の問題はなかったのか。また、今回の募集に際して、前回の募集要項との変更点及び募集時期について伺いたい。

▲健康福祉部長 前回の募集



市が運営する養護老人ホーム亀寿園

国による公的森林整備の推進と 国有林野事業の健全化を求める 意見書(要約文)

森林は、温室効果ガス削減、水源のかん養等の多面的機能により重要性が高まっているが、林業は山村の過疎化、担い手の減少などにより深刻な危機に直面している。

また、緑資源機構が廃止され、森林総合研究所が事業を継承したが、継承後の森林整備には、慎重な対応が求められている。

よって、国においては地球温暖化防止森林吸収源十カ年計画の着実な実行、森林の多面的機能を維持するための整備推進、国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るため、以下のことを政府並びに国会に対し強く要望する。

一 林業・木材関連産業の振興施策の推進、温室効果ガス森林吸収源対策のため、平成二十一年度予算の確保等必要な措置を講じること。

一 緑の雇用対策、森林・林業の担い手対策の拡充等による地域林業・木材産業の振興を図ること。

一 計画的な水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保等、民間による森林整備が困難な地域で国の関与での森林整備制度を創設すること。

一 国有林野事業は、国による管理運営体制の堅持及び地域での森林・林業担い手育成と地域活性化への寄与を図ること。以上、地方自治法第九十九条の規定により平成二十年六月十八日、丸亀市議会から内閣総理大臣他関係機関に意見書を提出しました。

では、説明会の開催から募集締切りまでの期間が短く、応募法が用地選定や施設計画等に要する時間的余裕がなかったこと、整備を求めることから、同規模の代替となる養護老人ホームの施設を参考に建設費に要する額の三分の一、限度額一億五千万

円としたもので、期間についても県への補助申請の関係から三年としており、債務負担行為に問題はなかった。また、前回は募集期間が短く応募しにくい条件だったことから、今回公告期間や応募期間を長くするとともに、引継ぎや備品の取り扱について別途協議する規定を応募要領に追加した。議会承認後早速にホームページ等で周知し、説明会開催後、八月一日から十月十日までを応募期間とし、平成二十一年一月には代替の社会福祉法人を決定したい。

新消防庁舎入札で 公平性の確保は

◎三木議員 新消防庁舎は高度な技術を要する免震工法を採用し、当初参加する共同企業体の代表者は特A（最上ランク）の業者との説明だった。今回落札した共同企業体は二社ともAランクだが、免震工法の信頼性はどう担保されているのか。また、入札には一社しか参加がなく、予定価格の九九・九一％で落札されたが、競争性、公平性は確保されているのか。

▲企画財政部長 新消防庁舎は基礎免震工法を採用するため、

確かな技術力と施工実績を持つ業者を選定する必要があるが、大手業者が談合事件で指名停止を受け入札の競争性確保が困難なことから入札を延期してきた。しかし、南海沖地震を想定した防災拠点施設であり早急な整備を要すること等から、最上位に格付されてなくても総合評定値が高い業者は最上位の業者と同様に取り扱うこととした。入札参加資格は、一定規模以上の基礎免震工法の実績などを必須要件としており、免震工法の信頼性は担保されていると考えている。また契約審査会で事前に一社しか参加がない場合の入札の有効性を検討したが、告示の段階で資格要件をクリアしている



新消防庁舎建設用地で起工式が行われました

他の業者の参加も十分可能で競争性はあることから、入札は有効と判断した。一社の場合入札を行わない市もあり、今後他市の事例も参考により競争性、公平性が確保されるよう努めたい。

新消防庁舎入札を やり直す考えは

◎尾崎議員 新消防庁舎の入札には、入札参加者が最低十社が必要ということ、これまで延期されてきた。今回入札参加資格要件を共同企業体のみとした理由は、また入札には何社応募してくると予測していたのか。併せて、一社しか入札に参加しないのであれば、入札をやり直すべきだったと考えるがどうか。

▲企画財政部長 新消防庁舎は技術的難度が高い基礎免震工法を採用し、設計金額が十億円を超える建築物であり、早期完成に向け円滑かつ速やかに推進する必要から、確かな技術力と施工能力を持つ共同企業体方式を採用した。事前調査では、今回の資格要件である基礎免震工法の実績や施工経験のある管理技術者の選任配置などの条件をクリアする共同企業体は十社程度になると見込んでいた。

また、市の内部機関である契約審査会で入札参加が一社の場合の取扱いについて、有効性の問題、競争性の確保、発注を延期した場合の不利も考慮し、今回一社入札を執行した。

食料の安定供給のための 基幹水利施設の 整備等に関する意見書（要約文）

農業・農村は、食料の安定的供給、国土保全等の多面的機能を通じ、国民生活や地域社会の発展に寄与している。丸亀市は、安定的な食料供給基地として、満濃池を水源とする農業水利施設を中心に農業生産基盤等を整備してきたが、多くの施設は順次整備時期にあり、今後計画的に整備する必要がある。本市を含む三市四町は「国営土地改良事業香川用水土器川沿岸地区」により基幹的施設の整備を進める予定だが、農用水の安定的確保等を図る上で、国の責任において実施することが重要である。

特に、必要な予算と人を全国レベルで調整し、配置する現在の国営事業制度は、広域で大規模な国営事業を実施するには、合理的かつ効率的であると考え、地方分権改革推進委員会等での国営事業廃止の議論は、満濃池等基幹水利施設の整備、管理に大きな支障が生じることを強く懸念する。

農業・農村が、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を果たすため、以下のことを政府並びに国会に対し強く要望する。

一 農業生産の基礎である基幹的農業水利施設の整備、管理など国営事業として実施されている大規模な事業については、地域農業の振興に寄与するよう、国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により平成二十年六月十八日、丸亀市議会から内閣総理大臣他関係機関に意見書を提出しました。